

流山市農業委員会
平成28年第3回
総会議事録

平成28年3月28日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第3回総会議事録

1 期 日 平成28年3月28日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 13番 大作 榮
14番 小林 常男

5 出席委員(13名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
8番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(3名)

7番 秋元 正	9番 中村 彰男
12番 豊島 啓行	

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 福留 克志
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第9号 農業委員会事務局職員の任免について	1
(2) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	2
(3) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について.....	4
(4) 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について	8
(5) 議案第13号 農業生産法人報告書の提出について	13
(6) 報告第5号 合意解約の通知について	16
(7) 報告第6号 専決処理の報告について	16

開会 午後3時30分

高市議長 定刻でございますので、これより農業委員会総会を開会いたします。

今回の平成27年度最後の第3回総会ということで、大変なご尽力をいただきました福留局長が今回を持ちまして最後の総会ということでございますので、皆様慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただ今から平成28年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中13名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、7番、秋元委員、12番、豊島委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

13番大作委員、14番小林委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧いただきたいと思ひます。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第9号「農業委員会事務局職員の任免について」から、議案第13号「農業生産法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第5号「合意解約の通知について」と、報告第6号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第9号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページ御覧ください。

議案第9号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

本案につきましては、平成28年3月31日付けをもちましての退職、並びに、平成28年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから承認を求めるものでございます。

転出する者ですが、農業委員会事務局長の福留克志につきましては、定年退職でございます。

次に、転入者及び昇格者でございますが、農業委員会事務局長に亀山隆弘でございます。旧所属は、監査委員事務局長でございます。

ご説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

高市議長 それでは、会議を再開いたします。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第10号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

はじめに、権利者ですが、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は422平方メートルです。

次に、申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います

今月の3条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 はじめに、今日は委員長代理として職務代理にも来ていただいております。小委員会のヒアリングの際に、都合があり欠席いたしましたので、代わりに議長をやっていただきました関係で、補足があれば対応していただきたく前に出ていただいております。

それでは、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに、申請地につきましては、東武線運河駅の南西約0.9キロメートルに位置している畑1筆で、面積は422平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものでございます。

売買価格については、272万円とのことでした。

申請地の畑は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.4ヘクタールで、農業従事者は2名でございます。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

最初に、申請者につきましては、埼玉県川口市にお住まいの方です。

移転の原因につきましては、売買です。

申請がありました土地は、流山市芝崎の現況畑1筆で、面積は1,021平方メートルです。

議案案内図につきましては、2ページと3ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものでございます。

今月の5条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者、義務者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買でございまして、転用目的は太陽光発電設備を建設しようとするものでございます。

権利者は、埼玉県川口市にお住まいの不動産管理業の方で、年齢は43歳です。

申請理由については、管理が可能な圏内の土地であり、日照の良さから太陽光発電に適していると考えたため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.3キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、路盤は整地して防草シートを敷設し、周囲はネットフェンスで区画する計画です。土砂等の流出対策については、現況の法面のまま使用する計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排

水は発生しないとのことでした。前面道路が狭かったため、搬入方法について聞いたところ、申請地前の道は軽トラックで搬入するとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約310万円で、建設費が約2,000万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

また、申請地は以前畑として利用する目的で埋め立てを行った農地であり、一緒に埋め立てを行った義務者所有の隣接農地には、柿の木が植えられていましたが、申請地は埋め立て後に耕作がされていたように見受けられなかったことから、どのような農業経営を行っていたのか確認したところ、実際には義務者の父親が耕作を行っており、一度柿を植えたものの、育たなかったため、その後は夏に胡瓜等を作付していたとのことでした。その点について、柿や胡瓜の領収書や定植後の写真など、客観的に証拠となるようなものが無いか確認したところ、おそらくないと思うとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については埋め立て後の耕作状況が確認できず、申請者の信用性に疑いがあることから、全会一致をもって継続審査という結論に達しました。

また、申請者に対しては、翌月までに耕作を行っていたという根拠の提示を求めることになりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) この写真からも、周辺の農地での耕作が行われていると思うんですが、周辺農地の営農者からの要望とか意見調整なんかは、どのようにされているのかというのが一つと、軽トラックで資材を搬入するということでしたが、取り付け道路の安全性とか、壊したりしないのかという点は事務局でどのように把握されていますか。

山崎次長 今回の義務者なんですけど、今回の申請地プラス北側にもう一つ1,021平方メートルの農地を、同じ24年第5回の総会の時に審議していただいて、許可をいただいて埋め立てをしまして、25年の3月に埋め立てが完了して畑にしますよということやってきたんですけど、今回の申請の北側については柿等を植えました。

ただ、南側については、何もやっていない形跡があるので、委員長からお話しありましたけど、根拠となるものをということをお話ししたんですけど、実は本人はほとんど農業をやっていないくて、お父さんがずっとやってきたと、実はこの辺の保全管理をやっているような形跡があったので、確認しましたところ、農協さんの方に昨年秋の草刈りの時に依頼があって、農協さんの方で草刈りを受けて、刈ったという経緯があったんですけど、草刈りするときに何か作物ありましたかと聞いてみたところ、その時は特に

何も無かったですねという、現場はそういう状況です。

道路なんですけど、元々、芝崎土地改良区で施行した道路なんですけど、幅員も非常に狭く、流山市道認定はされているんですけど、ほとんど管理はされていなくて、路肩がだいぶんひどくなっていて、工事に入るときは、坂川の方の管理用道路があるのですが、そちらから入ってやるのかなと思っております。

今回一番ポイントとなるのは、千葉県農地転用関係事務指針の中で2つの項目がありまして、『農地造成完了後、合理的な理由なく、3年以内に当該土地を他用途に転用しようとする者は、申請を行うために必要な信用があるとはいえない。』これは、埋め立てが終わってから3年経過しているのでクリアしているかなという考え方ができるのかもしれませんが、もう一つその後、『合理的な理由なく、3年を経ても当該農地を耕作しない者は、申請を行うために必要な信用があるとはいえない。』というところが、今回のポイントなのかということです。

1番(小田桐委員) その小委員会の結論はいいと思うんですけど、ここに太陽光発電所を作ろうと思っているうえで、必要な関係機関との調整ですね、坂川沿いの道路を使って軽トラで搬入するにしても、それは許可取れてるのかとか、農業委員会とはまた違うところでの、市道認定している以上は市道を使って搬入できるのかとか、そういうところも踏まえておかないと問題なんじゃないかなと思うのですが、それは関係ないんですか。

田村次長補佐 今の関係で、まず市の道路とか、水路等の部局については、市の方で担当する道路管理課、水路関係の河川課と協議して、特に意見は無かったという形で受けてます。あと、太陽光につきましては当然認定受けないことには全量買い取りという形はできないので、既に経済産業省とか、売電にあたっては東京電力と契約にあたっては協議済みの状況です。以上です。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

13番(大作委員) 私も、継続審査というのはいいと思いますけど、買う側の方が買う基準に適合しているのかということで、3年経過しているからいいんだということかもしれませんが、埋め立てにあたっては農地として、畑として利用していくという約束で埋めたと思うんですけど、この不動産の方には30アールの農地をお持ちなんですか。買う側の方が問題なんじゃないかと思うんですけど。

山崎次長 今回、5条ということで、3条であれば当然30アールという決まりはあるわけですが、5条なので、その農地の取得面積の条件については5条申請なので特にはないです。ただ、おっしゃる通り、ここは当初、目的が耕作しますよということで埋め立てておりますので、それをやりましたかと、やってないですよというところがポイントになります。その辺がどうなっていますかということで継続審査になったものです。目的が田を畑にして耕作するんですというお話でしたので。

高市議長 他にございますか。要するに、今まで耕作を行っていたというような、形跡があるかないかが問題となってくるところで、根拠の提示を求めているということですよ

ね。周りの人は埋め立てた当時から見ていたんでしょから、耕作をしてないならしてない、してたならしてたで隣とかの人が証言をしてくれればいい問題じゃなかと思うのですが。

小林委員長 申請者に対しては、来月までに耕作を行っていたという根拠の提示を求めています。胡瓜や柿の苗を植えたという領収書とかの提示を求めています。

高市議長 今までのやつですよ。でもあればいいんですけど、それも何年も前の見つからないと思うんですよ。であれば、周りの人がどういう風だったと証言してくれればいいんじゃないですか。確かに一時植えましたよとか証言してくれれば我々も対応できるけど、何も無い現状では継続審査ということで、皆様のご了承をいただきたいと思えます。

1番(小田桐委員) それは理解しているんですけど。

小林委員長 私はヒアリングは出れなくて、現地調査は行ったんですけど、ヒアリングの状況なんかで私も把握していないところがありましたら、職代からお願いしたいんですけど。

15番(水代委員) 質問が出たらお答えしようかとは思っていたのですが、当日、ヒアリングの日は、現地調査までは委員長が同行していたのですが、ヒアリングの段になりまして、委員長副委員長不在ということで、私が議長を代わってやらせていただきました。その時の出席が、あと増田委員と秋元委員ですが、本日は秋元委員欠席ということです。

その時のヒアリングの概要なんですけど、実際に田んぼを埋め立てて畑にするということで、今回の案件の土地は平成24年に申請されて、埋め立て完了したのが平成25年3月、要するにちょうど3年前に完了届がされたということで、3年経ったから恒久転用をしていいだろうという安易なものの考え方が過ったものですから、実際のところは義務者が4年前に申請した方なんですけど、実際はこの方は全然やっていませんということ、ヒアリングの時に堂々と言ってしまったものですから、これは捨て置けないということで、私はやっていなくて父がやっていたんですけど言われたものですから、じゃあ何のために一般野菜を作るということで申請して、埋め立てたのか。

要するに、その信頼性というか信憑性というか、そういったものが欠如しているのではないかと。これから、そういう案件の中で埋め立てて3年待てばできるんだというものとの考え方をしていく恒久転用があるとすれば、こういうものには歯止めをかけなければいけないし、農業委員会の許可基準も遵守していかなければならないので、この案件については継続審査という形にさせていただきました。

事務局の方の案としましても、継続審査というか恒久転用で売買ですから、基本的には農地としてやっていたという、申請地の北側の農地は一応、柿の木を植えてあって、そこは耕作したと認めてもいいんじゃないかなという見方もあるので、そのところを、例えば今のところを取り下げてもらって、そちらを申請してもらおうというようなやり方もあるのではないかと案もありますので、そういう方法でもいいかなと。ただ、問題

は、国の方と東電の承認が地番できているので、その変更等がいくのかいかないのかが、問題ありますので、第3小委員会の方でしっかりやっていただきたいということで、内容としてはそういうところでございます。

高市議長 よろしいでしょうか。これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり、継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第12号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

今月は新規に関するものが8件、更新に関するものが14件であります。

最初に、議案の1番と2番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。議案1番と2番の権利者は、流山市大字上貝塚にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市桐ヶ谷及び上貝塚にあります田3筆、合計面積は3,053平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案3番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆、合計面積は2,042平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市南及び谷にあります田4筆、合計面積は3,548平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては

は、6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案の5番と6番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市南及び谷にあります田5筆、合計面積は4,626平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年4月から平成34年4月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

議案の7番から14番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井及び平方にあります田23筆、合計面積は16,294平方メートルです。利用権の設定期間につきましては更新によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、5ページ、及び9ページから12ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

議案の15番の権利者は、流山市名都借にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市名都借にあります畑1筆、面積は1,434平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年4月から平成34年4月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の16番の権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆、合計面積は2,042平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

議案の17番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積は1,011平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、15ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の18番と19番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。議案書

は、13ページと14ページになります。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市南にあります畑9筆、合計面積は3,780.61平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、16ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

議案の20番から22番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田4筆、合計面積は3,869平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、議案の20番につきましては、本年4月から平成34年4月までの6年間、議案の21番と22番につきましては、本年4月から平成31年4月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、17ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、以上の22件です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の17ページをご覧くださいと思います。

また、次の17ページに記載しておりますのは、今年度の農用地利用集積事業の累計表で、この中に、今年度の利用集積の設定目標面積がございます。

今年度の目標面積につきましては、千葉県が取り組んでおります「ワンスリー運動」に合せまして、農業委員さんひとり当たり、3,000平方メートルで、本市の場合には16名でございますので、48,000平方メートルの新規設定を目標に取り組んでいただきました。

こうしたことから、本議案が御承認をいただきますと、本年度は、新規目標に対しまして、45,884平方メートル、目標値の95.6パーセントの集積となります。また、更新につきましては、78,087.61平方メートルの集積となります。

今後も、遊休農地の解消、農地の有効活用の推進を図るため、委員皆様の一層のご尽力を引き続き、よろしくお願い申し上げます。

参考までですが、平成26年度の新規は52,541.99平方メートルで、今年度は6,657.99平方メートル少なくなりました。確認しましたところ、水田についてはほとんど同じ、約3万平方メートルだったのですが、畑が昨年に比べて少なかったです。実は、昨年ご存じだとは思いますが富里市の法人が約1万5千平方メートル、新規で借りまして、それが大きく影響したのかなと思います。今年度も中野久木で約7千平方メートル同法人が借りているような状況ですので、ちょうどこれで面積が出るのかなという状況でございます。以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林

委員長。

小林委員長 議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が8件、更新が14件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番と2番は権利者が同一の方のため、一括でご説明いたします。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は52歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は230日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は68歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は250日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、4番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は54歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、5番と6番は権利者が同一の方のため、一括でご説明いたします。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は56歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、7番から14番までは権利者が同一の方のため、一括でご説明いたします。本件については、7番と8番は新たに、9番から14番までは引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は兼農で年齢は76歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、15番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は72歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は200日あります。次に、申請地につきましては、作付されておりました。

次に、16番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は61歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日あります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、17番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は45歳でございます。農業従事

者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、18番と19番は権利者が同一の方のため、一括でご説明いたします。本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、19番の一部が堆肥置場の状態であり、それ以外については耕起済みの状態でした。なお、堆肥置場としての利用について事務局から千葉県に確認を行ったところ、厳密に言えば転用に当たるが、耕作を目的とした短期間の利用についてはやむを得ないのではないかという回答でした。

次に、20番から22番までは権利者が同一の方のため、一括でご説明いたします。本件については、20番については相手を変更して6年間、21番と22番については引き続き3年間の利用権をそれぞれ設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は52歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は200日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の1番及び2番については、山崎委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、山崎委員の退席を願い、審議いたします。山崎委員の退席を求めます。

(山崎委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号の1番及び2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の1番及び2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

山崎委員の除斥を解きます。

(山崎委員入室)

高市議長 続きまして、本案の3番については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員の退席を願ひ、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 続きまして、議案第12号の4番から22番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の4番から22番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の4番から22番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第13号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の18ページをお開きください。

議案第13号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農業生産法人は、流山市深井新田にあります農業生産法人です。報告がありました事業年度は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農業生産法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農業生産法人要件確認書を作成しております。流山市深井新田にあります農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧くださいと思います。

確認書の表に、平成28年2月18日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。経営面積についてですが、面積は4,171平方メートルです。次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農作業・農業土木の受託です。次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、全部となっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合としております。

議決権については、議決権を行使できる株主が農業常時従事者であります。

また、次の構成員については、業務執行役員につきまして過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名であり、年間242日従事しておりました。

以上のことから、農業生産法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。最後になりましたが、当該農業生産法人の議案案内図につきましては、18ページから20ページになります。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第13号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならない、と定められています。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがある

と認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。とされています。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) いくつか事務局にお聞きします。

体験農園の経営が27年3月までで、今は中止されているのかという状況を教えてください。いただきたいのと、農業土木ってどんな内容があるんですかっていうのと、農業関連事業の推移をみると、農業生産法人の経営厳しいんじゃないかなと思うんですが、状況の把握はどのようになっていますか。

田村次長補佐 まず体験農園については、現地は既に返却しており、こちらの事業所で体験農園としてはやられていない状況でございます。

2点目の農業土木に関しましては、こちらの方で農地の草刈りの受託を行っており、それがこちらに含まれております。

あと、農業経営につきましては、3条で許可取った時の田とか、農作業の受託についても業務として行っているということで、確認しております。

1番(小田桐委員) 体験農園の方は、需要と供給のバランスがあると思うのですが、需要があまりなかったということで捉えていいのかということと、全体の売り上げの中で農業土木ってどれくらいを占めているのかというのはお判りでしょうか。

山崎次長 体験農園のお話なんですけど、体験農園の下降があったのは、放射能問題があって、20年から体験農園は市の補助金を使って開園したところなんですけど、放射能問題から、徐々に体験農園の利用者が少なくなってきたと、農業生産法人側でも、いろいろ、例えば週1回千葉大の先生を招いて講習をやっていたんですけど、人件費が、利用者が少なくなってきたので、創意工夫しながら、やっていたんですけど、結果的に、利用する方が少なくなってきたということで、結果的には、閉園してしまったというような状況だと思います。

田村次長補佐 もう一つの売り上げについてなんですけど、今回提出いただいた27

年1月からの分につきましては、売り上げについては全部作業量という形での売り上げになっております。

確かに、前回、平成26年度に提出いただいた分については、体験農園をやっていたので、そちらの入園料として百万ちょっとくらいの売り上げということで、提出がありました。以上です。

1番(小田桐委員) 要望だけさせていただきます。市内の農業生産法人は軒数が無い中で、せっかく生産法人立ち上げて、いろいろな意味で頑張るんだろうけど、そこは農業委員会としてもいろいろな話を聞いて、農政課ともタイアップして、農業生産法人の流れからするとどんどん広がってほしい流れなんですよ、そこのモデルでもあろうと思うので、いろいろな状況把握なんかはしておいた方がいいのかなと思います。

高市議長 要望だそうですね。ほかに御質問ございませんか。

質疑が無いようですので、これより採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第5号「合意解約の通知について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の19ページをご覧ください。

報告第5号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成28年3月28日報告

今回の報告につきましては、平成30年1月まで利用権設定期間がありましたが、当該地がスポーツフィールド用地となることから、解約がなされたものであります。

合意解約がされました農地は、流山市下花輪の田1筆、面積は991平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成28年2月24日です。

なお、議案案内図につきましては、21ページになります。

今月の合意解約の通知は、以上の1件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次

長。

山崎次長 議案書の20ページをお開きください。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月28日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は7件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が5件、駐車場、住宅用地公衆用道路が各1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、7件、12筆、4,141平方メートルで、地目別の内訳では、田が1筆、1,056平方メートル、畑が11筆、3,085平方メートルでした。

次に、議案書の22ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと35件、マンションの区分所有を含めると全体で70件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が70件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が69件、駐車場が1件でございます。

今月の5条届出の合計は、以上、70件、203筆、119,629.88平方メートルで、地目別の内訳では、田が150筆、99,196.21平方メートル、畑が53筆、20,433.67平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午前4時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年3月28日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 大作 榮

流山市農業委員会委員 小林 常男